

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 8 月 29 日

月 曜 日

第 4099 号

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定 1
- 富山県子供・若者支援地域協議会の設置 2

### 公 告

- 開発行為の工事完了 3
- 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

## 告 示

### 富山県告示第378号

保安林の指定予定について

次のとおり保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の 2 の規定により告示する。

平成28年 8 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

富山県下新川郡入善町横山143の 1、143の 2、144、179の 1、180の 1、181の 1、182の 1、字下川原1486から1496まで、1498、1517、1518の 1、1519、1520の 1 から1520の 4 まで、1521の 2 から1521の 4 まで、1522の 2

#### 2 指定の目的

潮害の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県農林水産部森林政策課及び入善町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**富山県告示第379号**

富山県子供・若者支援地域協議会の設置について

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により、富山県子供・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年8月29日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 協議会の名称

富山県子供・若者支援地域協議会

## 2 協議会に係る法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関の名称

富山県厚生部児童青年家庭課

## 3 協議会を構成する法第19条第1項に規定する関係機関等の区分及び名称

## (1) 国及び地方公共団体の機関

富山少年鑑別所、富山保護観察所、富山労働局、富山県知事政策局、富山県厚生部厚生企画課、富山県厚生部児童青年家庭課、富山県厚生部障害福祉課、富山県厚生部健康課、富山県厚生部くすり政策課、富山県商工労働部労働雇用課、富山県民共生センター、富山県新川厚生センター、富山県中部厚生センター、富山県高岡厚生センター、富山県砺波厚生センター、富山県富山児童相談所、富山県高岡児童相談所、富山県立富山学園、富山県女性相談センター、富山県発達障害者支援センター、富山県心の健康センター、富山県教育委員会生涯学習・文化財室、富山県教育委員会県立学校課、富山県教育委員会小中学校課、富山県教育委員会保健体育課、富山県東部教育事務所、富山県西部教育事務所、富山県総合教育センター、富山県警察本部生活安全部少年課及び富山市

保健所

(2) 特定非営利活動法人その他の団体

富山県若者就業支援センター、高岡地域若者サポートステーション、いいかわ若者サポートステーション、特定非営利活動法人北陸青少年自立援助センター、特定非営利活動法人子どもの権利支援センターぱれっと、特定非営利活動法人教育研究所、特定非営利活動法人学校外教育支援協会、特定非営利活動法人富山カウンセリングセンター及び特定非営利活動法人はあとびあ 2 1

公 告

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成28年 8 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
黒部市前沢字堂田西2293番1外4筆	同 左	道路 公園 下水道	富山市新庄本町二丁目2番43号	株式会社サンビック富山
中新川郡上市町広野字夫見野3144番1及び砂林開字中割21番5外4筆			中新川郡上市町広野3132番地	株式会社内山精工

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 8 月 29 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年 6 月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ありがた家
- 3 代表者の氏名  
喜多 聡美
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県富山市八尾町福島 3 丁目79番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児・障がい者(児)・高齢者をはじめとする地域に住むすべての人々に対して、楽しみや生きがいを持ちながら住みなれた地域で暮らして行けるよう、在宅福祉サービスに関する事業等を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

#### 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成28年 8 月29日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日  
平成28年 8 月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人木こち
- 3 代表者の氏名  
亀田 司
- 4 主たる事務所の所在地  
富山県黒部市立野 129番地 1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の認知症高齢者に対して、居宅介護支援や認知症対応型協働生活介護に関する事業を行うと共にその家族や福祉事業関係者に対して認知症介護方法の普及に関する事業を行うことで地域福祉の保持増進に寄与することを目的とする。

---

---

---

平成28年 8 月 29 日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番

---